

人件費の政治資金監査報告書における取扱いについて

1 人件費に関する政治資金監査の内容

【第2号監査事項】

- ・ 会計帳簿とすべての領収書等とを突合し、領収書等の必要記載事項（支出の目的、金額及び年月日）と会計帳簿の記載事項とが整合的であるかどうかを確認するとともに、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すること。
- ・ 人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。

【第4号監査事項】

領収書等を徴し難かった支出の明細書等と会計帳簿とを突合し、記載不備がないかどうかを確認すること。

【会計責任者等に対するヒアリング】

（書面監査では支出の状況が確認できなかったものに対するヒアリングとして、）領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類の存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者等に求めること。

【政治資金監査報告書記載要領】

支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費がある場合については、「支出の状況を確認できる書類が存在しない人件費（×件、計××××円）」と記載する。

2 論点

人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない場合であっても、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類がある場合は、政治資金監査報告書には記載がなされないこととなる。

人件費以外の支出については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない場合であれば、すべて政治資金監査報告書（領収書等亡失等一覧表）に記載することとの均衡を失していないか。

また、領収書等の徴収義務が国会議員関係政治団体に課せられていることから、どうか。

3 検討

対応としては、以下の2案が考えられる。

- (1) 政治資金監査は、国会議員関係団体の収支報告の適正を図ることを目的として、外部性を有する第三者が国会議員関係政治団体のすべての支出をチェックする制度である。

したがって、政治資金監査マニュアルにおいて示された方法により書面監査を行い、政治資金監査マニュアルに示した支出の状況を確認できる書類が存在する場合は、支出に対する政治資金監査の結果として収支報告の適正は確保されたと理解すべきである。

政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果を記載するものであり、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について意見表明を求めるものではないことから、政治資金規正法上の義務違反であることのみを理由として、領収書等が存在しない支出があることを政治資金監査報告書に記載する必要はない。

⇒ 現行の取扱いのままとする。

- (2) 政治資金監査報告書は、政治資金監査の結果を記載するものであり、国会議員関係政治団体の収支報告書や会計帳簿等の適正性・適法性について意見表明を求めるものではない。

しかしながら、「領収書等」は、本来すべての支出について徴収することが義務付けられているものであり、人件費以外の支出については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない場合は、すべて領収書等亡失等一覧表に記載することとしていることから、領収書等が存在することを確認することも、すべての支出をチェックする政治資金監査の一環であると理解すべきである。

したがって、人件費についても、人件費以外の支出と同じ扱いとする。

⇒ 領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない人件費は、賃金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類があったとしても、領収書等が存在しない旨を政治資金監査報告書に記載する。

この場合において、政治資金監査報告書への記載としては、会計責任者が作成する領収書等亡失等一覧表に、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない人件費の件数及び総額を記載させる。

⇒ 個別監査指針及び領収書等亡失等一覧表の様式の改正が必要

＜個別監査指針及び領収書等亡失等一覧表改正案＞

(現行)	16. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出（人件費以外の支出に限る。）については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。
(改正案)	<p>16. 領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出_____については、これらの支出の一覧表（以下「領収書等亡失等一覧表」という。）の提出を会計責任者に求めること。<u>なお、人件費については、その件数及び総額のみ記載すること。</u></p> <p>【領収書等亡失等一覧表備考欄の改正案：2を一部改正、3を新規追加】</p> <p>2 会計帳簿に記載された支出のうち、領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がない支出（人件費以外の支出に限る。）を記載すること。</p> <p>3 <u>人件費については、その総額のみを記載し、件数を「備考」欄に記載すること。</u></p>

4 対応（案）

案(2)で対応する場合には、政治資金監査マニュアルの見直しが必要となるが、来年1月より本格実施される平成21年分の収支報告書に対する政治資金監査の中で、これ以外にも政治資金監査マニュアルの見直しが必要となる事項が発見されることも想定される。

ここで、政治資金監査マニュアルの見直しについては、ある程度まとめて見直しを行わなければ、登録政治資金監査人及び国会議員関係政治団体に混乱を生じさせることになる。

したがって、政治資金監査マニュアルの見直しについては、平成21年分の収支報告書に対する政治資金監査の結果を踏まえて行うこととし、その際に併せて、案(2)での対応を検討したい。

マニュアルの見直しまでは、案(1)の考え方にたって、現行の取扱いとなるが、政治資金監査として、すべての支出について支出の裏付けとなる書面との突合を行い、支出の裏付けとなる書面がないものについてはすべて政治資金監査報告書に記載させていることから、問題はないと考えられるのではないか。

なお、この場合において、登録政治資金監査人から、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在せず、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない場合について、政治資金監査報告書に記載すべきかどうか照会があったときは、記載をする必要はない旨回答することとしてはどうか。

<平成 20 年度第 4 回委員会（平成 20 年 7 月 29 日）資料 G>

【論点 2】

○人件費について、どのようにして支出の状況を確認するのか。

（対応案）

- ①人件費についても、他の支出と同様、領収書等又は振込明細書と会計帳簿とを突合して確認するのみとし、それ以上の裏付けは求めない（領収書等がないものについては、徴難明細書に記載してもらう。）。
- ②人件費については、領収書等又は振込明細書により支出の状況を確認し、これらの書類が存在しないことにより支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により支出の状況を確認する。貸金台帳等の支出を証明する書類も存在しない場合には、会計責任者等に対するヒアリングで事情を確認するとともに、その旨を政治資金監査報告書に記載する。
- ③人件費については、領収書等の存在する支出についても、貸金台帳、源泉徴収簿等により支出の状況を確認する。

（結論）

以下の理由から、②案が適当ではないか。

- ・今回の法改正により人件費以外の経費については、1 万円超の支出については明細を明らかにするとともに、すべての支出の領収書等が情報公開の対象となり、支出の透明性が格段に向上している一方、人件費については、これまでどおり支出の明細が記載されないことから、監査において確認する必要性が高いこと。
- ・一方、領収書等が存在する人件費についてまで、貸金台帳等により支出の状況を確認することは、支出の真実性を見抜く必要はないという政治資金監査制度の立法趣旨からすれば、その範疇を超えていること。

（マニュアル案）

- 人件費については、領収書等又は振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書により、支出の状況を確認すること。また、これらの書類で支出の状況が確認できない場合には、貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認すること。（政治資金監査マニュアル）
- 領収書等又は振込明細書により支出の状況が確認できない人件費で、貸金台帳、源泉徴収簿等の人件費を確認できる書類が存在しないものについては、その事情を聴取し、人件費が支出されたことの確認を会計責任者に求める。（政治資金監査実施要領「会計責任者等に対するヒアリングに当たっての留意事項」）